

処 分 基 準

令和 3 年 2 月 26 日 作成

法 令 名：古物営業法

根 抱 条 項：第 24 条第 1 項

処 分 の 概 要：古物営業の許可の取消し

原権者（委任先）：茨城県公安委員会

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：

別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。

問い合わせ先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課

備 考：